

## 児童手当からの民間保育所保育料の徴収についてのご案内

名古屋市の民間保育所保育料について、児童手当からの支払いができます。別添の申出書により申込むことが可能です。記載いただき、区役所民生子ども課までお持ち込みいただくか、送付いただきますようお願いいたします。

通常ですと、滞納分の保育料は銀行窓口等（コンビニエンスストアでの納付は不可）に赴き、納付書で納付する方法しか納付方法がありません。

この制度は、一年間の児童手当の支給額の中からそれぞれの支給月から希望する額を天引きすることが可能となる制度です。

計画的に滞納保育料を減らすことができますので、是非ご利用ください。

※公務員の方や名古屋市以外で児童手当を支給されている方は、利用できません。

保育料の滞納をされた場合、地方税の例により財産調査や勤め先への連絡、給与等の差し押さえなどの処分がされる可能性があります。

また延滞金についても今後計算し請求することがあるため、早期に納付を検討してください。

なお、児童手当から利用料を徴収する場合は、児童手当の支給日が利用料の納付日となります。